

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	丸三証券株式会社
【英訳名】	Marusan Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊地 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番6
【電話番号】	03(3238)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武藤 彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番6
【電話番号】	03(3238)2200(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武藤 彰
【縦覧に供する場所】	丸三証券株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町三丁目39番地) 丸三証券株式会社 千葉支店 (千葉市中央区新町1000番地) 丸三証券株式会社 秩父支店 (秩父市番場町10番4号) 丸三証券株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目19番18号) 丸三証券株式会社 大阪支店 (大阪市中央区南本町一丁目7番15号) 丸三証券株式会社 川西支店 (川西市中央町3番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月20日開催の当社第98期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成30年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 45円

配当総額 2,992,031,775円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、小祝寿彦、菊地稔、長谷川明、今里栄作、角田明義、建壁徳明、植原恵子の7氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、藤井滋、太田泰司の2氏を選任する。

第5号議案 社外監査役としての補欠監査役1名選任の件

社外監査役の補欠者として、森勇氏を選任する。

第6号議案 取締役賞与支給の件

第7号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率（％）	可否
第1号議案	463,786	1,865	0	99.38	可
第2号議案	463,710	1,952	0	99.36	可
第3号議案					
小祝 寿彦	445,064	20,624	0	95.37	可
菊地 稔	463,112	2,576	0	99.23	可
長谷川 明	429,239	36,449	0	91.98	可
今里 栄作	439,780	25,908	0	94.24	可
角田 明義	446,301	19,387	0	95.63	可
建壁 徳明	463,020	2,668	0	99.21	可
植原 恵子	446,477	19,211	0	95.67	可
第4号議案					
藤井 滋	427,398	38,259	0	91.58	可
太田 泰司	420,484	45,173	0	90.10	可
第5号議案					
森 勇	432,952	32,720	0	92.77	可
第6号議案	459,707	5,961	0	98.50	可
第7号議案	446,785	18,887	0	95.74	可

(注) 1. 各議案が可決される要件は以下の通りです。

第1号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分）は466,684個であり、賛成比率は出席した株主の議決権の数に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

議決権行使書またはインターネットにより事前行使された株主の議決権数と、当日出席された株主の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数との集計により、各議案とも可決要件を満たしました。

よって、当日出席された株主の内、賛成、反対または棄権について確認ができていない一部の議決権数は、上記(3)記載の賛成、反対または棄権の各個数には加算していません。

以上